

電気通信大学高圧ガス保安教育計画

制定 平成16年4月1日
一部改正 令和4年4月1日

(目的)

第1 この保安教育計画は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）第27条及び電気通信大学高圧ガス製造施設危害予防規程（以下「危害予防規程」という。）に基づき、電気通信大学（以下「本学」という。）の高圧ガス製造施設の保安に関する教育計画を定め、これに従って保安教育を実施し、もって人的及び物的損傷を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

(教育対象者)

第2 高圧ガス製造施設の保安に関する教育の対象者は、関係する本学の職員、学生等及び協力会社の従業員とする。

(教育実施責任者)

第3 保安統括者は、教育対象者に対し、高圧ガス製造施設の保安に関する教育をする責任を有するものとし、実施計画を推進する。

- 2 保安係員は、実施計画を作成し、保安教育の実施、指導、記録及び資料の作成を行う。
- 3 保安に関する教育の指導者には、学識経験者を充てることができる。

(教育の実施)

第4 高圧ガス製造施設の保安に関する教育は、1年に1回以上具体的な実施計画を定め行うものとする。

2 次の各号に掲げる場合には、適切な教育の機会を失わないよう必要な教育を遅滞なく実施するものとする。

- (1) 職員を採用したとき。
- (2) 職員の異動があったとき。
- (3) 製造方法・設備等に変更があったとき。
- (4) 災害、事故等があったとき。
- (5) その他必要が生じたとき。

(教育内容)

第5 高圧ガス製造施設の保安に関する教育内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法及び関連の保安規則等
- (2) 危害予防規程
- (3) 高圧ガスの一般的性質
- (4) 低温液化ガスの取扱い
- (5) 設備全般及び附属設備に関する事項
- (6) 高圧ガスによる災害防止措置
- (7) 機器等の運転中の注意事項
- (8) 高圧ガス容器の取扱い

- (9) 機器の保守及び保安点検
 - (10) 協力会社の作業に関する注意事項
 - (11) 災害・事故発生時の応急措置及び対策
 - (12) その他必要な事項
- (教育の記録)

第6 実施した教育の内容、時間等については、所定の様式により必要事項を記録し、所定の期間保存するものとする。